

新規米加工品需要開発事業補助金交付要綱

平成20年4月15日付け20総食第33号
農林水産事務次官依命通知

第1 通則

新規米加工品需要開発事業実施要領（平成20年4月15日付け20総食第32号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）に関する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 交付の対象及び補助率

- 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要領第5に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の補助率は定額とする。

第3 申請手続

- 1 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく補助金の交付申請の様式は、別記様式1号のとおりとする。
- 2 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式1号により、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 3 交付申請書の提出期限は、規則第2条の規定に基づき、毎年度、大臣が別に定める日とする。
- 4 事業実施主体は、2の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助事業対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金の交付の対象とする経費から減額して申請しなければならない。

ただし、2の交付申請書の提出時において当該補助金に関する仕入れに係る消

費税額等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第4 変更の承認

事業実施主体は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき承認を受けようとする場合には、別記様式2号に定める変更承認申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

第5 軽微な変更

- 1 規則第3条第1号イの大臣が定める軽微な変更は、実施要領第3に掲げる事業の種類ごとの経費の相互間における増減がいずれかの経費の30%を超えるもの以外の変更とする。
- 2 規則第3条第1号ロの大臣が定める軽微な変更は、実施要領第3に掲げる事業のいずれかの中止又は廃止以外の変更とする。

第6 事業遅延の報告

事業実施主体は、規則第3条第2号の規定により大臣に報告してその指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

第7 状況報告

事業実施主体は、適正化法第12条に基づき、補助金の交付決定に係る年度における事業実施期間中に訪れる第1四半期末（6月30日）、第2四半期末（9月30日）及び第3四半期末（12月31日）現在の補助事業の遂行状況について、別記様式3号に定める遂行状況報告書正副2部をそれぞれの翌月末日までに大臣に提出するものとする。

第8 実績報告

- 1 事業実施主体は、規則第6条第1項の規定に基づき、補助事業の実績報告について、別記様式4号に定める実績報告書正副2部を大臣に提出するものとする。
- 2 第3の4のただし書きの規定により、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした場合については、事業実施主体は1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（第3の4の本文の規定により減額した場合には、当該金額のうち減じた額を上回る部分に係る額）について、別記様式5号に定める新規米加工品需要開発事業補助金に係る消費税等相当額報告書を、速やかに、大臣に報告するとともに、大臣の命令を受けてこれを返還しなければならない。

第9 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、補助事業に係る経理を他の事業の経理と区分するものとする。
- 2 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。

第10 下限設定

交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、事業実施主体の選定を公募により行うとき及び農林水産省総合食料局長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

第11 その他

事業実施主体が公益法人である場合は、この補助金に関して別記様式6号に定める補助金等支出明細書を作成し、別記様式7号に定める補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに大臣に報告するものとする。

別記様式1号（第3関係）

平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規米加工品需要開発事業補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
新規米加工品需要開発事業補助金	円	
合 計	円	

記

(様式)

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	
新規米加工品需要開発事業	円	円	円	
合 計				

注1 事業の種類ごとに分けて記載すること。

注2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

IV 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己負担金					
その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備 考
			増	減	
新規米加工品需要開発事業	円	円	円	円	
合 計					

注 事業の種類ごとに分けて記載すること。

V 補助事業の実施期間

- 1 補助事業の開始及び完了予定年月日
- 2 事業の種類ごとの開始及び完了予定年月日

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款又は寄付行為（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）

別記様式2号（第4関係）

平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、新規米加工品需要開発事業補助金交付要綱第4の規定に基づき申請する。

記

注1 記以下の記載は、別記様式1号の（様式）に準ずるものとする。この場合において、Iの「事業の目的」は「変更の理由」に置き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

注2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合のみ添付すること。

別記様式3号（第7関係）

平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、新規米加工品需要開発事業補助金交付要綱第7の規定に基づき、第〇四半期末（〇〇月〇〇日）現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第〇四半期までの遂行状況		第〇四半期以降の実施予定		
		事業費	出来高比率	事業費	完了予定日	
新規米加工品需要開発事業	円	円	%	円		

注 事業の種類ごとに分けて記載すること。

別記様式4号（第8の1関係）

平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、新規米加工品需要開発事業補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、その実績を報告する。

記

注1 記以下の記載は、別記様式1号の（様式）に準ずるものとする。この場合において、Ⅱの「事業の内容及び計画」は「事業の内容及び実績」に、Ⅲの表中「補助事業に要する経費」は「補助事業に要した経費」に、Ⅳの「収支予算」は「収支精算」に、Ⅳの1収入の部及び2支出の部の表中「本年度予算額」は「本年度精算額」に、「前年度予算額」は「本年度予算額」に、Ⅴの「補助事業の開始及び完了予定年月日」は「補助事業の着手及び完了年月日」に置き換える。

注2 添付書類については、以下のものを添付すること。

- ① 補助事業の実施結果を記す書類（新規米加工品需要開発事業実施要領（平成20年 月 日付け19総食第 号農林水産事務次官依命通知）第9の1に定める報告書の写し）。
- ② 交付申請書に添付した書類で変更があった場合はその変更後の書類。
- ③ 補助事業に要した経費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し。
- ④ 事業の一部又は全部を委託した場合にあっては、委託契約書の写し。

別記様式5号（第8の2関係）

新規米加工品需要開発事業補助金に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、新規米加工品需要開発事業補助金交付要綱第8の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

別記様式6号（第11関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1	補助金等の名称		
2	事業の目的及び内容		
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3	交付先の公益法人の名称		
4	交付実績額		千円(A)
5	補助金等における管理費		
	(1) 人件費	千円	
	(2) 一般管理費	千円	
	(3) その他の管理費		
	内 容	金 額	
		千円	
	-----	千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6	外部への支出		
	(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支出内容	支出先	金 額
			千円
	-----		千円
	合 計		千円(B)
	(2) (1)以外の支出		
	支出内容	支出先	金 額
			千円
	-----		千円
	合 計		千円
7	その他		
	内 容	金 額	
		千円	
	-----	千円	
	合 計	千円	
8	再補助等の割合		%(B/A)

注1 「5 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

注2 「6 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1)以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

注3 「6 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

注4 「7 その他」については、「5 補助金等における管理費」、「6 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

注5 「8 再補助等の割合」については、「4 交付実績額」に対する「6 (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

平成〇〇年度補助金等概要報告書

公益法人名	
-------	--

(1) 年間収入 (総収入-前期繰越金)	千円(A)		
(2) 補助金等の交付実績額			
名 称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円(B)
(3) 補助金等の年収比率		%(B/A)	